

「日医標準レセプトソフト」

新型コロナウイルス感染症に係る
診療報酬上の臨時的な取扱いについて
令和5年秋以降の対応

2023 年 9 月 26 日

日本医師会 O R C A 管理機構

目 次

1	公費支援の取扱い	1
2	外来診療に係る特例	1
3	在宅診療に係る特例、高齢者施設等における特例	2
4	プログラム更新について	4
5	マスタ更新について	4
	(1) 保険番号マスタ	4

本文書は「令和５年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（事務連絡：令和５年９月１５日）の対応についてまとめたものです。
なお、主に外来診療関係となりますので入院診療関係は別途資料を参照してください。

１ 公費支援の取扱い

新型コロナウイルス感染症に関わる公費支援は以下となります。

① コロナ治療薬

令和５年１０月以降は一定の自己負担を求めつつ公費支援は継続。

自己負担の上限額は、医療費の自己負担割合に応じて段階的に、
 １割の方：３,０００円、２割の方：６,０００円、３割の方：９,０００円とする。
 ３割の方でも、重症化予防効果のあるラゲブリオ等の薬価（約９万円）の
 １割程度（９,０００円）にとどまるように見直す。

詳細は以下の資料を確認してください。

- ・資料「令和５年１０月診療報酬改定対応（新型コロナ入院診療及び治療薬補助の負担金計算等）」

２ 外来診療に係る特例

（１）患者（疑いを含む）の診療評価に係る特例

感染予防策を講じた上で外来診療を実施

算定日	要件	請求コード	名称・点数
９月３０日まで	受入患者を限定しない	113045350	院内トリアージ実施料（特例）（３００点）
	受入患者を限定している	113045450	特定疾患療養管理料（１００床未満の病院）（特例）（１４７点）
１０月１日～	受入患者を限定しない	113046250	特定疾患療養管理料（１００床未満の病院）（特例）（１０月以降）（１４７点）
	受入患者を限定している	113046650	夜間・早朝等加算（特例）（１０月以降）（５０点）

地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料でも算定可

（２）療養指導に係る特例【終了】

家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施した場合
 （往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療を除く。）

算定日	請求コード	名称・点数
９月３０日まで	113045550	特定疾患療養管理料（１００床未満・療養指導）（特例）（１４７点）

（３）入院調整に係る特例

入院調整を行い診療情報提供料（１）を算定する場合

算定日	請求コード	名称・点数
9月30日まで	113045850	救急医療管理加算1（入院調整）（特例）（950点）
10月1日～	113046350	療養情報提供加算（特例）（10月以降）（100点）

3 在宅診療に係る特例、高齢者施設等における特例

（1）往診等を実施した場合における特例

新型コロナウイルス感染症に関連した往診又は訪問診療を実施した場合

算定日	請求コード	名称・点数
9月30日まで	180070050	救急医療管理加算1（緊急の往診等）（特例）（950点）
	180070150	救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）（2850点）
	180070250	救急医療管理加算1（オンライン）（特例）（950点）
10月1日～	180070850	院内トリアージ実施料（在宅）（緊急往診等）（特例）（10月以降）（300点）
	180070150	救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）（950点）
	180070950	院内トリアージ実施料（オンライン）（特例）（10月以降）（300点）
	113046750	看護配置加算（1日につき）（特例）（10月以降）（50点）

緊急往診加算（325点、650点、750点、850点）の算定要件を満たす場合は併算定可能【継続】

算定日	請求コード	名称・点数
5月8日～	114055150	緊急往診加算（在支診等以外）（特例）（325点）
	114055250	緊急往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）（特例）（750点）
	114055350	緊急往診加算（在支診等）（特例）（650点）
	114055450	緊急往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）（特例）（850点）

（2）在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」の算定

新型コロナウイルス感染症患者に在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合【継続】

算定日	請求コード	名称・点数
5月8日～	114055550	在宅酸素療法指導管理料（その他）（特例）（2400点）

酸素ボンベ等を使用した場合には酸素ボンベ加算（880点、3,950点）、酸素濃縮装置加算（4,000点）、液化酸素装置加算（3,970点、880点）、呼吸同調式デマンドバルブ加算（291点）又は在宅酸素療法材料加算（780点、100点）を算定可能【継続】

算定日	請求コード	名称・点数
5月8日～	114055650	酸素ボンベ加算（その他）（特例）（3950点）
	114055750	酸素ボンベ加算（携帯用酸素ボンベ）（特例）（880点）
	114055850	酸素濃縮装置加算（特例）（4000点）

	114055950	設置型液化酸素装置加算（特例）（3970 点）
	114056050	携帯型液化酸素装置加算（特例）（880 点）
	114056150	呼吸同調式デマンドバルブ加算（特例）（291 点）
	114056250	在宅酸素療法材料加算（チアノーゼ型先天性心疾患）（特例）（780 点）
	114056350	在宅酸素療法材料加算（その他）（特例）（100 点）

（３）訪問看護の算定

① 在宅患者訪問看護・指導料【継続】

算定日	請求コード	名称・点数
5 月 8 日～	114056850	在宅患者訪問看護・指導料（保健師等・週 3 日目まで）（特例）（580 点）
	114056950	在宅患者訪問看護・指導料（保健師等・週 4 日目以降）（特例）（680 点）
	114057050	在宅患者訪問看護・指導料（准看護師・週 3 日目まで）（特例）（530 点）
	114057150	在宅患者訪問看護・指導料（准看護師・週 4 日目以降）（特例）（630 点）

② 訪問看護・指導料（同一）【継続】

算定日	請求コード	名称・点数
5 月 8 日～	114057250	訪問看護・指導料（同一）（保健師等 2 人・3 日目まで）（特例）（580 点）
	114057350	訪問看護・指導料（同一）（保健師等 2 人・4 日目以降）（特例）（680 点）
	114057450	訪問看護・指導料（同一）（保健師等 3 人・3 日目まで）（特例）（293 点）
	114057550	訪問看護・指導料（同一）（保健師等 3 人・4 日目以降）（特例）（343 点）
	114057650	訪問看護・指導料（同一）（准看護師 2 人・3 日目まで）（特例）（530 点）
	114057750	訪問看護・指導料（同一）（准看護師 2 人・4 日目以降）（特例）（630 点）
	114057850	訪問看護・指導料（同一）（准看護師 3 人・3 日目まで）（特例）（268 点）
	114057950	訪問看護・指導料（同一）（准看護師 3 人・4 日目以降）（特例）（318 点）

③ 在宅移行管理加算【点数変更】

算定日	請求コード	名称・点数
9 月 30 日まで	114056450	在宅移行管理加算（特例）（250 点）
10 月 1 日～	114056450	在宅移行管理加算（特例）（100 点）

④ 緊急訪問看護加算【継続】

保険医療機関が緊急に訪問看護・指導を実施した場合

算定日	請求コード	名称・点数
5月8日～	114056550	緊急訪問看護加算（特例）（265点）

⑤ 長時間訪問看護・指導加算【点数変更】

算定日	請求コード	名称・点数
9月30日まで	114056650	長時間訪問看護・指導加算（緊急）（特例）（520点）
	114056750	長時間訪問看護・指導加算（特例）（260点）
10月1日～	114056650	長時間訪問看護・指導加算（緊急）（特例）（208点）
	114056750	長時間訪問看護・指導加算（特例）（104点）

（４）訪問看護指示料の算定

① 特別訪問看護指示加算【継続】

算定日	請求コード	名称・点数
5月8日～	114058050	特別訪問看護指示加算（特例）（100点）

4 プログラム更新について

プログラム更新処理により適用します。

○令和5年9月26日提供

なお、対応プログラムの提供は10月下旬（レセプト対応）まで続きますのでアナウンスをご確認ください。

5 マスタ更新について

マスタ更新処理により適用します。

○令和5年9月26日提供

- ・点数マスタ
- ・保険番号マスタ
- ・電子点数表マスタ

（1）保険番号マスタ

●新設（適用開始日：令和5年10月1日）

公費番号 096 感染症予防・医療法（新型コロナ治療薬一部補助）
「治療薬補助」

※9月30日までの内容からは制度名、レセプト負担金額、入外の負担区分を変更した内容となります。

●期間延長（終了日：令和6年3月31日）

公費番号 095 感染症予防・医療法（新型コロナに係る入院診療一部補助）
「入院補助」